



平成 29 年 2 月 23 日

那須塩原市長 君島 寛 様

那須塩原市空き家対策審議会 会長 三橋 伸夫



答 申

平成 28 年 8 月 8 日付け、那塩都整第 140 号で諮問された「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例第 5 条に規定する空き家等対策計画について」「法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等の認定基準について」「法第 14 条に規定する特定空家等の所有者に対する措置の方針について」、別紙のとおり答申します。